

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 29 年 10 月 14 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 カブシキガイシャ シンエイ 株式会社シンエイ
 住所 大阪府大阪市中央区谷町2-4-3アイエスビル9F
フリガナ 代表者氏名 キハラ アキヒロ 木原 朗広
 電話番号 06-6944-7797
 FAX番号 06-6944-7798
 メールアドレス support24@kcn.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)
 この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。
- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 - ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 - ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 - ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 19 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者	✓	22	上牧町 水道事業管理者	✓
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者	✓	23	王寺町 水道事業管理者	✓
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 水道事業管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者	✓	24	広陵町 上下水道事業管理者	✓
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者	✓	18	三宅町 水道事業管理者	✓	25	河合町 水道事業管理者	✓
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	19	田原本町 水道事業管理者	✓	26	吉野町 水道事業管理者	✓
6	桜井市 水道事業管理者		13	平群町 水道事業管理者	✓	20	高取町 水道事業管理者	✓	27	大淀町 上下水道事業管理者	✓
7	五條市 水道事業管理者	✓	14	三郷町 水道事業管理者	✓	21	明日香村 水道事業管理者	✓	28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	✓

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

平成 29 年 10 月 14 日

申請者 氏名又は名称 株式会社 シンエイ
住 所 〒540-0012 大阪府大阪市中央区谷町
2-4-3 アイエスビル9F
キ ハラ アキ ヒロ
代表者氏名 代表取締役 木原 朗 広
電話番号 06-6944-7797

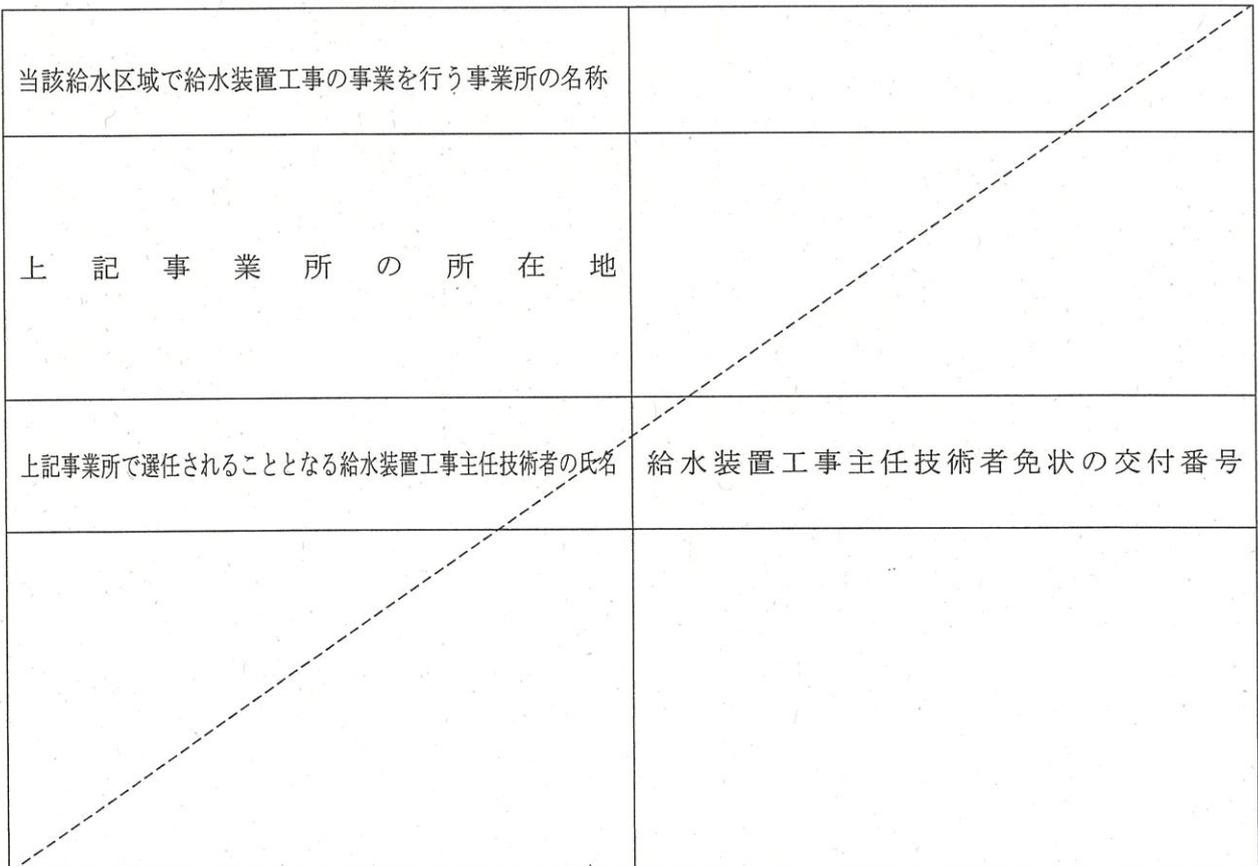


水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役 <small>キ ハラ アキ ヒロ</small> 木原朗広	
取 締 役 <small>キ ハラ ナオ ミ</small> 木原直美	
取 締 役 <small>ナリ オカ ヤス オ</small> 成岡裕郎	
事業の範囲	1. 土木一式工事、建築一式工事、大工工事、屋根工事、管工事、 内装仕上工事、水道施設工事の請負、設計、施工 2. 住設機器の販売 3. 不動産の売買、賃貸、管理、仲介 4. 建築物の設計及工事監理 5. 建築士事務所の経営 6. ホテルの経営 7. レンタルルームの経営 8. 前各前各号に附帯する一切の業務
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社シンエイ
上記事業所の所在地	郵便番号 540-0012 住所 大阪市中央区谷町2-4-3 アイエスビル9F 電話番号 06-6944-7797 F AX番号 06-6944-7798 メールアドレス support24@kcn.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
 本原 朗 広	第262242号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	
給水装置工事主任技術者免状の交付番号	

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表（第18条関係）

機 械 器 具 調 書

平成29年10月14日 現在

種 別	名 称	型式, 性能	数 量	備 考
管の切断用の 機械器具	金切りのこ	固定式鋸弦	1 台	
	パイプカッター	RB-80-CV (13~150mm用)	1 丁	
	塩ビカッター	VC40	1 丁	
	ロータリーバンドソー	CB18F	1 台	
管の加工用の 機械器具	パイプベンダー	1/2~1-1/2 インチ	1 台	
	やすり	300 平型判丸型	1 丁	
	パイプねじ切り器	N-100A	1 台	
接合用の機械器具	トーチランプ	ガスボンベ式	1 台	
	パイプレンチ	13~100mm	1 丁	
	スパナ		2 丁	
	電気ヒーター		1 台	
水圧テストポンプ	手動式テスト	T10K	1 台	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、
「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

平成 29 年 10 月 14 日

申請者

氏名又は名称	株式会社シンエイ
住 所	大阪市中央区谷町2-4-3アイエスビル9F
代表者氏名	代表取締役 木 原 朗 広



水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

大阪市中央区谷町 2-4-3 アイエスビル 9F
株式会社シンエイ

会社法人等番号	1200-01-162780	
商号	株式会社シンエイ	
本店	<u>大阪市中央区釣鐘町二丁目1番4号ビルハイタウン302号</u>	平成23年 4月25日移転
		平成23年 4月25日登記
	大阪市中央区谷町2-4-3 アイエスビル9F	平成27年 7月13日移転
		平成27年 7月14日登記
公告をする方法	官報に掲載する方法により行う。	
会社成立の年月日	平成23年3月17日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>土木一式工事、建築一式工事、大工工事、屋根工事、管工事、内装仕上工事、水道施設工事の請負、設計、施工</u> 2 <u>住設機器の販売</u> 3 <u>不動産の売買、賃貸、管理、仲介</u> 4 <u>前各号に附帯する一切の業務</u> 	
	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>土木一式工事、建築一式工事、大工工事、屋根工事、管工事、内装仕上工事、水道施設工事の請負、設計、施工</u> 2 <u>住設機器の販売</u> 3 <u>不動産の売買、賃貸、管理、仲介</u> 4 <u>建築物の設計及工事監理</u> 5 <u>建築士事務所の経営</u> 6 <u>前各号に附帯する一切の業務</u> <p style="text-align: right;">平成26年 6月12日変更 平成26年 6月13日登記</p>	
	<ol style="list-style-type: none"> 1 土木一式工事、建築一式工事、大工工事、屋根工事、管工事、内装仕上工事、水道施設工事の請負、設計、施工 2 住設機器の販売 3 不動産の売買、賃貸、管理、仲介 4 建築物の設計及工事監理 5 建築士事務所の経営 6 ホテルの経営 7 レンタルルームの経営 8 前各号に附帯する一切の業務 <p style="text-align: right;">平成27年 3月30日変更 平成27年 3月31日登記</p>	
発行可能株式総数	1000株	

発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 200株	平成24年 8月14日変更
		平成24年 8月14日登記
資本金の額	金1000万円	平成24年 8月14日変更
		平成24年 8月14日登記
	金5000万円	平成26年 6月30日変更
		平成26年 9月29日登記
	金9000万円	平成27年 5月 1日変更
		平成27年 5月15日登記
	金1億円	平成29年 4月 1日変更
		平成29年 6月26日登記
株式の譲渡制限に 関する規定	当社の発行する株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を得なければならない。	
役員に関する事項	取締役 木原朗広	
	取締役 木原直美	
	取締役 成岡裕郎	
	大阪府四條畷市田原台二丁目9番15号 代表取締役 木原朗広	
	大阪府豊中市山ノ上町8番33号 代表取締役 木原朗広	平成26年 1月 5日住所 移転
		平成26年 1月10日登記
登記記録に関する 事項	設立	平成23年 3月17日登記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

平成29年 9月12日
大阪法務局
登記官

石打正己



株式会社シンエイ
定 款

平成 27 年 7 月 7 日作成
平成 年 月 日公証人認証
平成 年 月 日会社成立

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社シンエイと称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 土木一式工事、建築一式工事、大工工事、屋根工事、管工事、内装仕上工事、水道施設工事の請負、設計、施工
- 2 住設機器の販売
- 3 不動産の売買、賃貸、管理、仲介
- 4 建築物の設計及工事監理
- 5 建築士事務所の経営
- 6 ホテルの経営
- 7 レンタルルームの経営
- 8 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、1000株とする。

(株券の不発行)

第6条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限に関する規定)

第7条 当社の発行する株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を得なければならない。

(株式の売渡し請求)

第8条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載請求)

第9条 当社の株式を取得した者は、その取得した株式の株主として株主名簿に記載又は記録された者又はその一般承継人と共同して、当該株式に係る株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求できる。ただし、法令の定めるところにより、株式を取得した者が単独で請求できる場合には、この限りでない。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第10条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の請求書に当事者が記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第11条 前2条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出)

第12条 当社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名、住所、宛て先及び印鑑を当社に届け出なければならない。届出事項に変更が生じたときも、その事項につき、同様とする。

(基準日)

第13条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するために必要があるときは、取締役の過半数の決定をもって臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

第3章 株主総会

(招集及び招集権者)

第14条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の末日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、随時必要に応じて招集する。

- ② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故若しくは支障があるときは、予め定めた順位により他の取締役がこれを招集する。
- ③ 株主総会を招集するには、会日より3日前までに、議決権を有する各株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。
- ④ 前項の招集通知は、書面であることを要しない。

(議長)

第15条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故があるときは、他の取締役が議長になり、取締役全員に事故があるときは、総会において出席株主のうちから議長を選出する。

(決議の方法)

第16条 株主総会の普通決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した総株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 株主総会の特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(書面による決議)

第17条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する総会の決議があったものとみなす。

第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第18条 当会社の取締役は、1名以上とする。

(取締役の選任の方法)

第19条 当会社の取締役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

② 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び社長)

第21条 当会社の取締役が1名の場合は、その取締役を代表取締役とし、取締役を複数名置く場合には、取締役の互選により代表取締役を1名定め、代表取締役をもって社長とする。

② 社長は、当会社を代表する。

(報酬)

第22条 取締役の報酬は、それぞれ株主総会の決議をもって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第23条 当会社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第24条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して支払う。

② 配当金はその支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(設立に際して発行する株式)

第25条 当会社の設立に関して発行する株式の数は、200株とし、その発行価額は、1株につき金5万円とする。

(設立に際して出資される財産の価額又は価額又はその最低額及び資本金)

第26条 当会社の設立に際して出資される財産の価額は、金9000万円とする。

② 当会社の設立時資本金は、金9000万円とする。

(最初の事業年度)

第27条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から平成24年2月末までとする。

(設立時取締役)

第28条 当会社の設立時取締役は、次のとおりとする。

設立時取締役	木原朗広
設立時取締役	木原直美
設立時取締役	成岡裕郎

(設立時代表取締役)

第29条 当会社の設立時代表取締役は、次のとおりとする。

設立時代表取締役	木原朗広
----------	------

(発起人の氏名ほか)

第30条 発起人の氏名、住所、発起人が割り当てを受ける株式数及びその払込金額等は、次のとおりである。

大阪府豊中市山ノ上町8-33			
発起人	木原朗広	200株	金9000万円

(法令の準拠)

第 31 条 この定款に規定のない事項は、すべて会社法その他法令に従う。

以上、株式会社シンエイの設立に際し、発起人木原朗広の定款作成代理人である行政書士中嶋修平は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

平成 27 年 7 月 7 日

発起人 木原朗広

上記定款作成代理人

行政書士 中嶋修平

同一の情報の提供

提供の日付：平成23年03月15日

公証人：伊東正彦

所属法務局：大阪法務局

公証役場：梅田公証役場

大阪市北区芝田2丁目7番18号

請求対象の登簿管理番号：11-1201001602001566

請求対象の文書種別：電磁的記録の認証

請求対象の処理公証人：伊東正彦

所属法務局：大阪法務局

公証役場：梅田公証役場

大阪市北区芝田2丁目7番18号

これは、保存された電磁的記録に記載された情報と同一である。

前同日当公証人役場において。

大阪法務局所属

公証人

伊東正彦

大阪法務局所属公証人役場

この写しは原本と相違ありません。

平成29年10月14日

〒540-0012 大阪市中央区本町2-4-3 アイエスビル9F

株式会社 シンエイ

代表取締役 木原朗広



第二六二二四二号

給水装置工事主任技術者免状

本籍 大阪府

氏名 木原朗 広

昭和四十三年八月五日生

水道法(昭和二十一年法律第七十七号)の
規定により給水装置工事主任
技術者免状を交付する。

平成二十三年二月二十四日

厚生労働大臣 細川 津夫



給水装置工事主任技術者証

免状番号 第262242号
交付年月日 平成23年 2月24日
本籍 大阪府
フリガナ キハラ アキヒロ
氏名 木原 朗広
生年月日 昭和43年 8月 5日

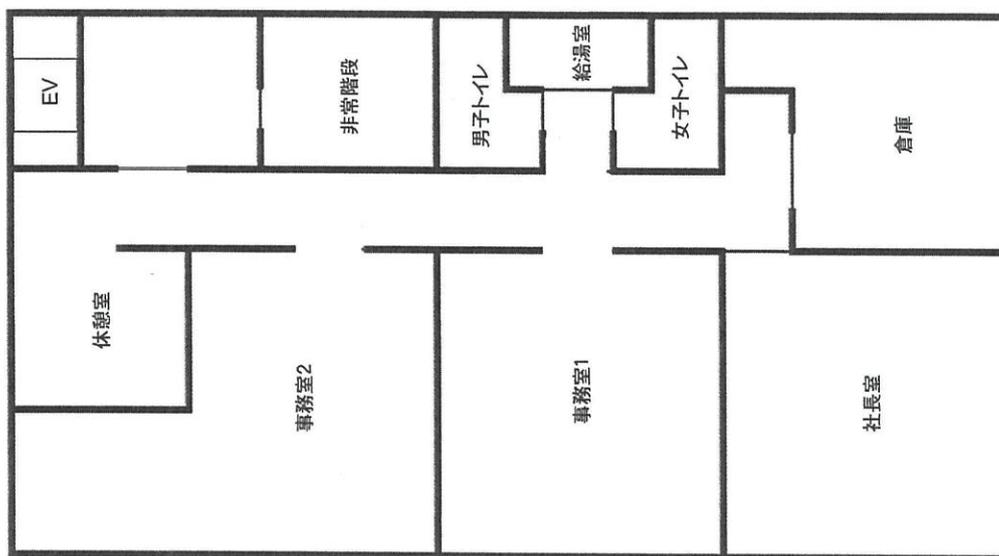


写真の書換え期限
平成 33 年
4 月 2 1 日

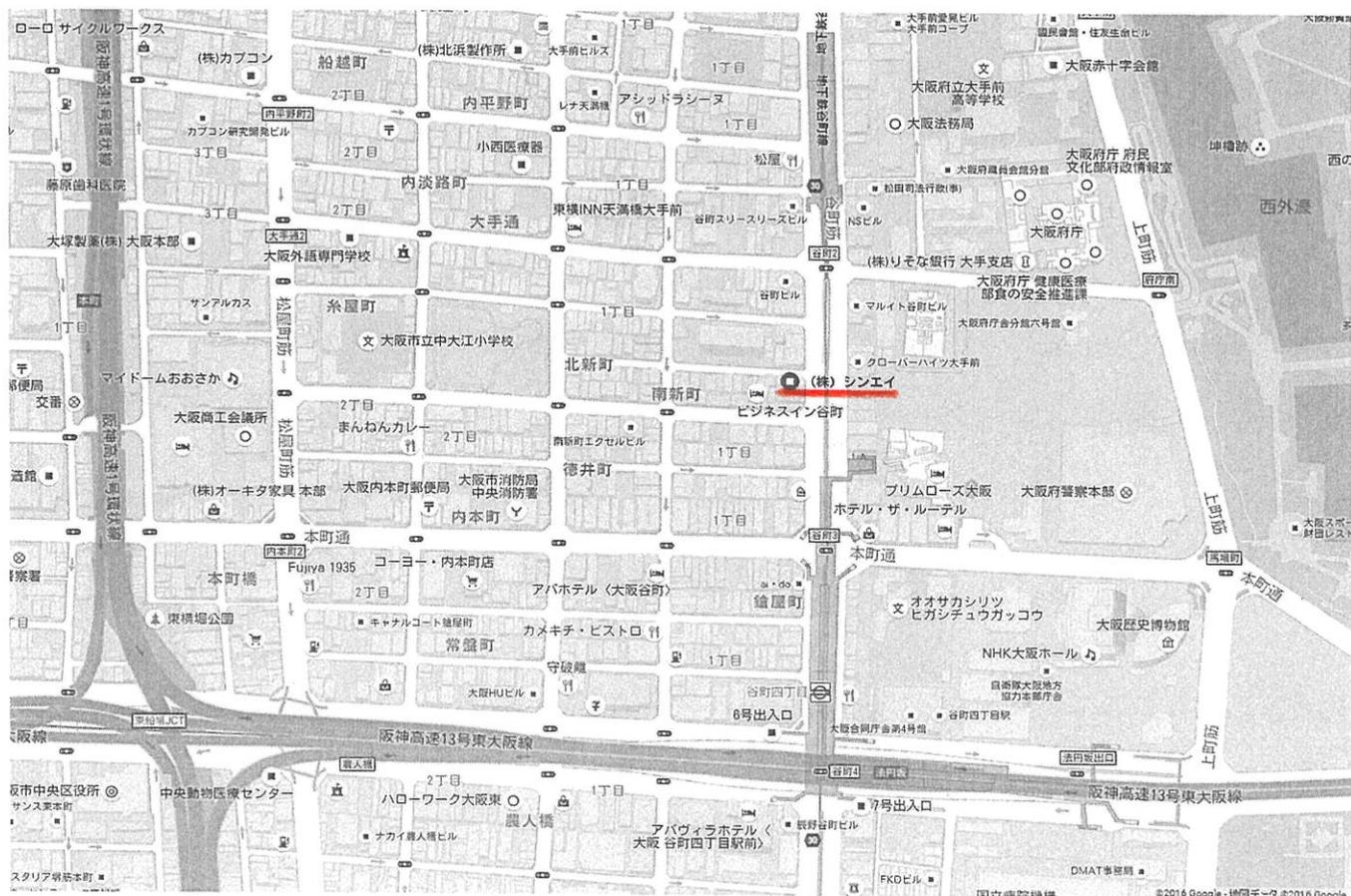


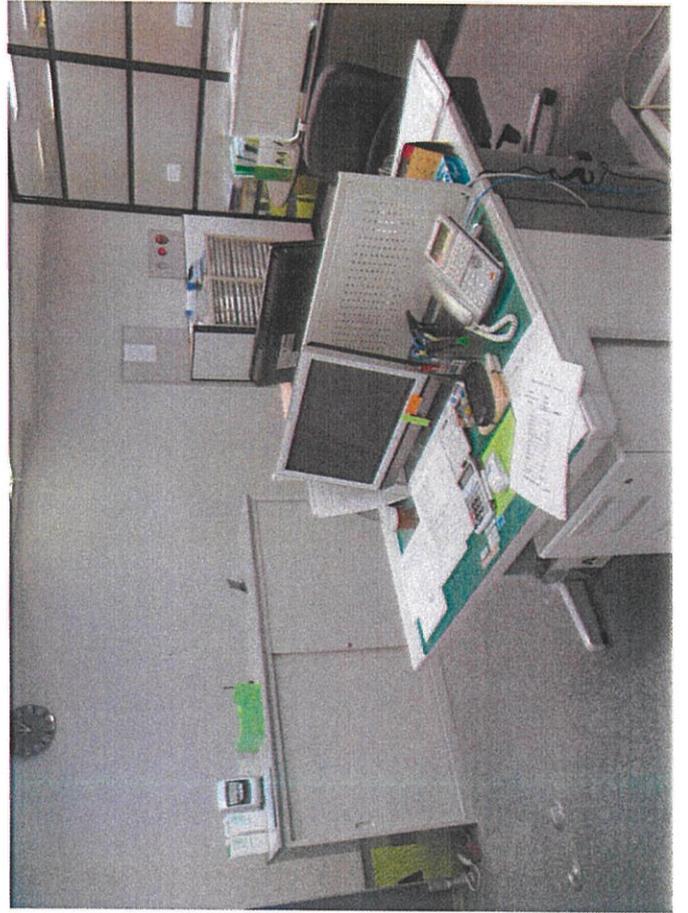
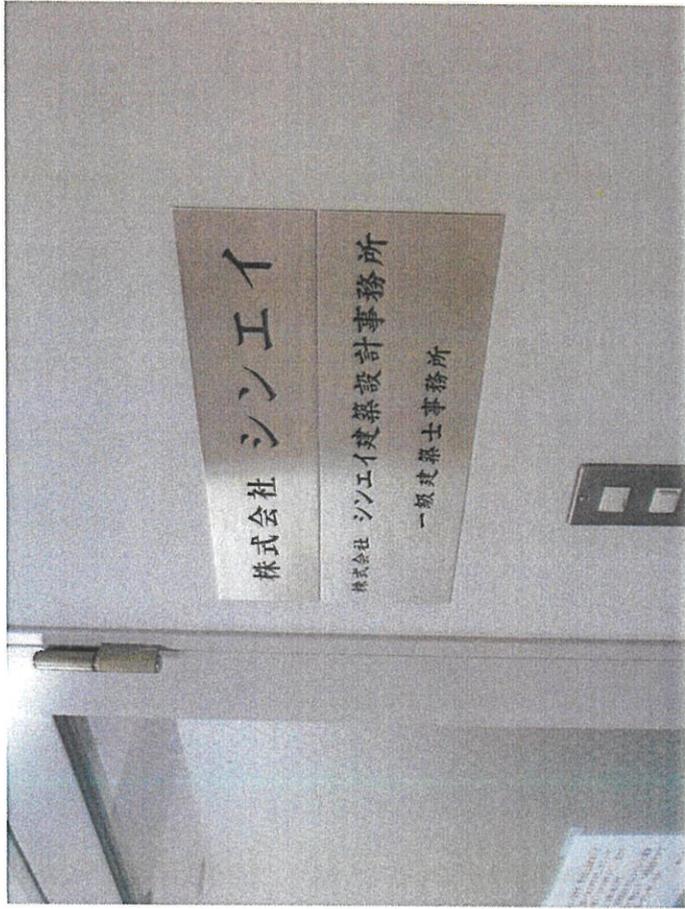
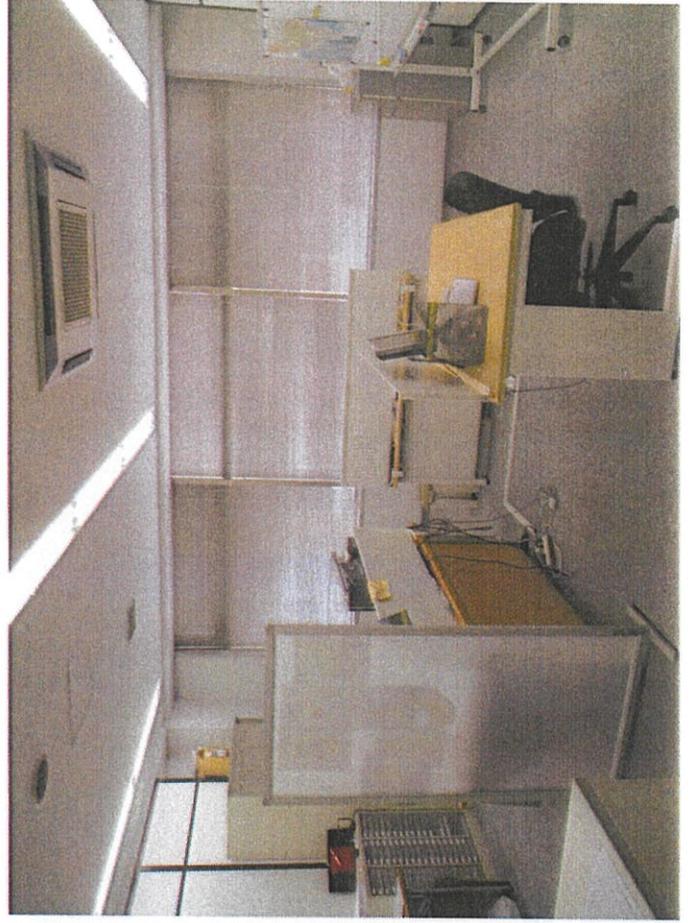
財団法人 給水工事技術振興財団理事長

事務所平面図

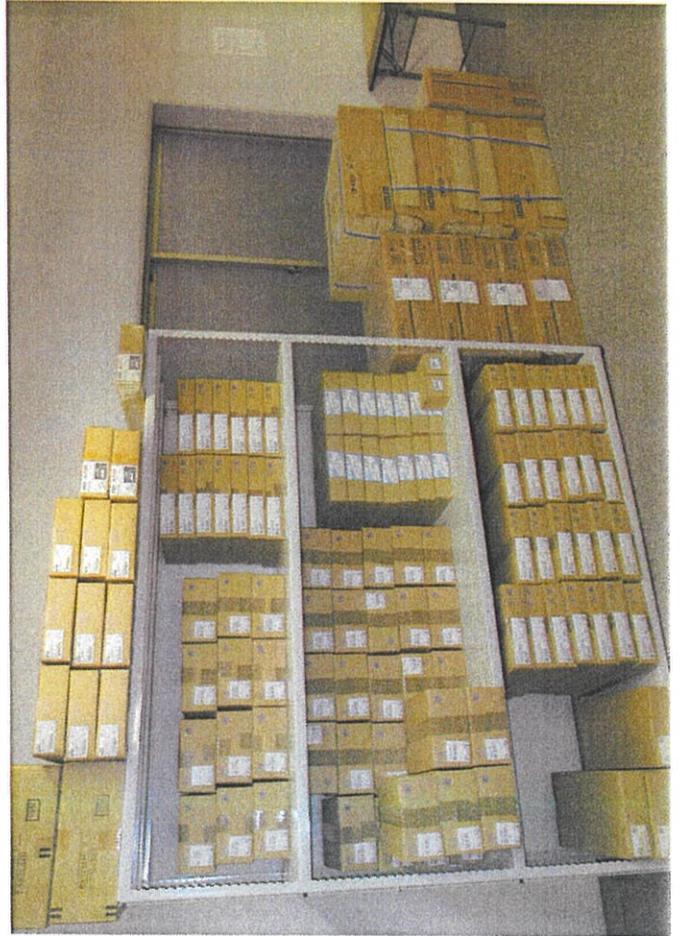


事務所位置図











指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 29 年 10 月 14 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 カブシキガイシャ シンエイ 株式会社シンエイ
 住所 大阪府大阪市中央区谷町2-4-3アイエスビル9F
フリガナ 代表者氏名 キハラ アキヒロ 木原 朗広
 電話番号 06-6944-7797
 FAX番号 06-6944-7798
 メールアドレス support24@kcn.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 19 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者	✓	22	上牧町 水道事業管理者	✓
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者	✓	23	王寺町 水道事業管理者	✓
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 水道事業管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者	✓	24	広陵町 上下水道事業管理者	✓
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者	✓	18	三宅町 水道事業管理者	✓	25	河合町 水道事業管理者	✓
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	19	田原本町 水道事業管理者	✓	26	吉野町 水道事業管理者	✓
6	桜井市 水道事業管理者		13	平群町 水道事業管理者	✓	20	高取町 水道事業管理者	✓	27	大淀町 上下水道事業管理者	✓
7	五條市 水道事業管理者	✓	14	三郷町 水道事業管理者	✓	21	明日香村 水道事業管理者	✓	28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	✓

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

平成 29年 10月 14日

届出者 株式会社 シンエイ
〒540-0012 大阪府大阪府中央区谷町
2-4-3 アイエスビル 9F
代表取締役 木原 朗 広



水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の 選任 の届出
解任
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 シンエイ	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
木原 朗 広	第262242号	

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第二六二二四二号

給水装置主任技術者免状

本籍 大阪府

氏名 木原朗 広

昭和四十三年八月五日生

水道法(昭和二十一年法律第百七十七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成二十三年二月二十四日

厚生労働大臣 細川 律夫



給水装置工事主任技術者証

免状番号 第262242号
交付年月日 平成23年 2月24日
本籍 大阪府
フリガナ キハラ アキヒロ
氏名 木原 朗広
生年月日 昭和43年 8月 5日



写真の書換え期限
平成33年
4月21日



財団法人 給水工事技術振興財団理事長